

大谷東小学校緑化協力委員会慶弔規程

第1条 本会の歩みとその発展を願って、慶弔規程を定める。

第2条 役員に関する規程は下記の項のように定める。

- 1 委員が退任の場合、感謝状並びに記念品を贈り謝意を表す。
- 2 委員が、疾病または負傷のため1か月以上病床にある場合、また、入院2週間以上にある場合は、5,000円の見舞金を贈る。
- 3 死亡した場合、10,000円の香料と生花一基を贈り弔意を表す。

第3条 学校職員に関する規程は下記の項のように定める。

- 1 関係職員が、疾病または負傷のため1か月以上病床にある場合、また、入院2週間以上にある場合は5,000円の見舞金を贈る。
- 2 関係職員に死亡のあった場合は、第2条、第3項に準じて弔意を表す。

第4条 本規程に準ずる事項が生じた場合、委員会の協議によって決める。

第5条 第2条、第3条、第4条の返礼は、原則として受けないものとする。

第6条 本規程を実施する経費は、緑化協力委員会の予算をもってあてる。

〈注〉関係職員とは、当分の間、学校長、教頭及び緑化協力委員会担当教諭をさす。

付則

- 1 この規程は、平成2年4月28日から施行する。
- 2 平成13年4月21日一部改正
- 3 平成16年4月24日一部改正
- 4 平成23年4月29日一部改正
- 5 令和7年2月15日一部改正